

◆「保育提供体制の確保のための実施計画」とは、自治体の保育需要と提供体制の見える化を図り、地域の実情に応じて、必要な保育機能を将来にわたって安定的に確保することを目的として、作成するものです。

◆市が国の「保育提供体制の確保のための財政支援」を受けるに当たっては、この「実施計画」及び「就学前教育・保育施設整備交付金に係る整備計画」を策定し、国の採択を受ける必要があります。

◆実施計画及び整備計画については、将来にわたる保育需要の把握が十分であるか、需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点から、令和8年度から子ども・子育て支援審議会等にて、内容の承認(事後承認)を得ることが必要となっています。

保育提供体制の確保のための実施計画(考え方)

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
（申 保 育 込 ニ ） 者 ズ 数	0 歳 児	682	0	694	712	753
	1・2 歳 児	3,591	0	3,612	3,710	3,913
	3 歳 以上 児	4,752	0	4,659	4,618	4,789
	合 計	9,025	0	8,965	9,040	9,454
（利 整 用 備 定 量 員 ） 数	0 歳 児	759	765	771	792	801
	1・2 歳 児	3,018	3,116	3,243	3,459	3,692
	3 歳 以上 児	6,115	6,166	6,215	6,402	6,619
	合 計	9,892	10,047	10,229	10,653	11,112
待 機 児 童 数	0 歳 児	0				
	1・2 歳 児	4	0			
	3 歳 以上 児	0	0			
	合 計	4	0			

申込者数(保育ニーズ)の考え方

令和9年度以降は就学前児童数×申込率から算出

利用定員の考え方

令和9年度以降は第3期子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所等の整備数を反映

本市が採択により活用する財政支援

必要な採択	財政支援	内容
待機児童対策	就学前教育・保育施設整備交付金	定員拡大を伴う整備に係る国庫補助率の変更 設置主体の要件緩和
	保育所等改修費等支援事業	
	一時預かり事業(一般型)*緊急一時預かりのみ	補助要件
地域課題	保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
	一時預かり事業(幼稚園型)	補助要件

就学前教育・保育施設整備交付金に係る整備計画

・就学前教育・保育施設整備交付金とは、保育所等を整備する際に活用する国の補助金をいいます。補助金を活用する場合、各年度の整備計画を作成する必要があります。

・令和8年度計画している整備は以下のとおりです。

施設名	施設種別	整備区分	実施区域
(仮称)南千里駅前なないろ保育園	保育所	創設	B地域
岸部保育園	保育所	民老改築	A地域
南保育園	保育所	民老改築	B地域

